

社会福祉法人いきいき俱楽部

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人いきいき俱楽部（以下、「役員」という。定款第8条及び第21条の規定に基付き、理事、監事及び評議員（評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 理事長については報酬及び退職金を支給する。
- (2) 理事長でない理事、監事、評議員、選任解任委員の報酬については、評議員は定款第8条により無報酬、評議員選任・解任委員同様、また理事、監事についても無報酬。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、支給しないものとする。

ただし、施設業務日以外のものは、除く。

(理事長の報酬等の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬・賞与の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額

(報酬額の総額は12,000,000円以内)
- (2) 賞与については、その時の状況を定めた額（別表2）
- (3) 退職金、見舞金については、役員会が定めた額。
- (4) 通勤手当無し
- (5) 業務のための出張費はいきいき俱楽部旅費規定による。

(役員会の出席等の実費弁償費)

第5条 評議員選任・解任委員、評議員会、理事会、監事に出席した場合は別表1に定める実費弁償費を支払うものとする。

2 監事が監事監査に出席した場合は、別表1に定める実費弁償費を支払うものとする。

(改廃)

第6条この規程の改廃は、評議委員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

平成31年4月1日

令和元年6月21日

令和2年4月 1日